

## [事案 2020-120] 契約者貸付利息免除請求

・令和3年4月7日 裁定不調

### <事案の概要>

契約者貸付の利息免除を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和63年8月に転換により契約した終身保険について、平成4年10月と平成13年3月の2回契約者貸付を行ったが、以下等の理由により、契約者貸付の利息を免除してほしい。

- (1) 契約転換の説明は、募集人から受けておらず、手続きは配偶者の代筆代印で行われ、自分が行ったものではないため、そもそも転換したことを知らなかった。
- (2) 契約者貸付の手続きも配偶者が行ったが、その際、担当者は解約返戻金の一部を前倒しして支払いを受けることができると説明し、利息が発生するとの説明をしなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の申込書に記載された署名は、転換前契約の申込書の署名の筆跡と酷似しており、印影は同一である。仮に、本契約に署名押印したのが申立人の配偶者であったとしても、それは、申立人の意思にもとづいて、申立人の代わりに署名押印したと考えることが合理的である。
- (2) 契約者貸付請求書に押印された印影は、転換前契約の申込書に押印された印影と同様である。また、契約者貸付金の振込先として申立人名義の口座が指定されており、第三者が、申立人に無断でこのような指定を行うことは想定しがたく、申立人の意思にもとづいてなされたものといえる。また、「ご契約のしおり」には、貸付金額の範囲、利息等の制度の概要が記載されており、契約者貸付に関する特約条項は、契約者貸付請求書の裏面に記載されている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、加入時の状況および契約者貸付がなされた経緯を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、契約者貸付の利息免除は認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったので、手続を終了した。

- (1) 本契約の加入手続および契約者貸付手続の際に、担当者が申立人の意思を確認していなかった可能性があり、本来、保険会社は包括代理権を有すると認められる申立人配偶者からの申し出であっても、これらの手続の際には、本人に意思確認を行ったうえで、署名をしてもらうことが望ましかったといえる。